

収運許可簡素化に光

やはり実地確認に疑問 今月にもパブコメ開始

中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会（委員長・田中勝・鳥取環境大学教授・サステイナビリティ研究所長）の第11回の会合が東京都港区の三田共用会議所で開催された。公表された専門委員会報告書案はこれまでの議論を踏まえた修正が行われ、委員一同おおむね了承の雰囲気。中でも収集運搬業の許可の簡素化では都道府県単位とする方向。制度化されれば全国で収集運搬する場合、47都道府県の許可を取得すればすむことになる。一方、排出事業者による処理施設での処理の実地確認は最後まで実効性に疑問とする声が上がった。報告書案は再度修正編集されるが、今月にはパブリックコメント（意見公募）を開始するとみられる。（報告書案要旨は10面に掲載）

中央環境審議会 廃棄物処理制度専門委員会



廃棄物処理法の基本原則は排出事業者責任に尽きる。このため、処理法改正や制度見直し議論のたびに排出事業者責任の強化や徹底といった文言が踊った。今回の見直し議論の中でも排出事業者責任による適正処理の確保の重要性が強調。自ら処理

適正処理の未然防止を図り、不適正な処理が行われていない場合に迅速に対処し得る制度の整備が強く求められるとの見方は一定していた。報告書案では「排出事業者は最終処分が終了するまでの一連の処理行程において処理が適正に行われるための

専門委員会のもよう

「事業者が自分の廃棄物を処理の現場まで行って確認する必要性は理解できる。しかし、どうやって自分の出したごみを確認するのか。個別の廃棄物をトレーサビリティすることは無理だし、意味がない。実効性があるなら賛成するが、実地確認の義務化はすべきでない」

「処理施設の側からみても、年間10000力所を超える排出事業者から委託を受けている施設の場合、（排出事業者が）実地確認に殺到する事態も想定される。そうした混乱がないようにしてほしい」

が不適正処理の温床と指摘すると同時に委託処理についても排出事業者の責任が全うされることが確実でないと総括した。不適正な処理が行われていない場合に迅速に対処し得る制度の整備が強く求められるとの見方は一定していた。報告書案では「排出事業者は最終処分が終了するまでの一連の処理行程において処理が適正に行われるための必要な措置を講じなければならぬ義務を有している」と明記。その措置の実効性を高めるため、処理が契約書に沿って適切に処理されていることを定期的に実地確認することが必要とされた。しかし、その中身となると、最終議論は難航した。結局「実地に確認すること」と「処理業者による情報提供により確認することが考えられる」という両論併記的な表現に落ち着いたが、この日も反対意見が続出。「事業者が自分の廃棄物を処理の現場まで行って確認する必要性は理解できる。しかし、どうやって自分の出したごみを確認するのか。個別の廃棄物をトレーサビリティすることは無理だし、意味がない。実効性があるなら賛成するが、実地確認の義務化はすべきでない」

と述べた。